

丸亀市農耕用小型特殊自動車支援事業補助金
交付申請書兼請求書

丸亀市農耕用小型特殊自動車支援事業補助要領の規定により、下記事項に同意の上、申請します。また、交付決定後は、補助金を別添口座に振り込んでいただきますよう請求します。

1. 補助金の申請後、申請書の不備により振込が完了せず、かつ、申請期限までに丸亀市が申請者に連絡・確認ができない場合には、丸亀市は当該申請が取り下げられたものとみなします。
2. 申請内容を審査のうえ、交付申請額を決定しますので、記載金額どおりの支払とならない場合があります。
3. 申請は一人一回限りとします。
4. 市からの補助金振込後、偽りその他不正の手段により申請したことが判明した場合等、振込済みの補助金について、返還を求めることがあります。

■赤枠内のみ記入してください（鉛筆・シャーペン不可）

記入日 令和 8年 月 日

① 【 申請者の署名等 】

フリガナ		住所（相続人の場合のみ記入）	
氏名又は法人名			
代表者名 （法人の場合のみ）		電話番号	

② 【 交付申請額（請求額） 】

令和8年8月1日時点で丸亀市税務課に登録されている農耕用小型特殊自動車の台数

※令和8年8月1日時点で税務課に登録済みの農耕用小型特殊自動車を印字しております。農作業用（果樹等）運搬車や畜産業に供するホイールローダー等（フォークリフト除く）で税務課へ登録したものがあれば、サポート窓口で確認の上、登録番号を追記してください。

登録番号一覧					
1		6		11	
2		7		12	
3		8		13	
4		9		14	
5		10		15	



	台	×	5,000円	=	交付申請額（請求額）					
							0	0	0	円

③ 【 確認事項 】 ※下記内容を確認の上、□に✓してください。

- ☐ 私は申請日時点で、丸亀市の税金に滞納はありません。■滞納がある方は補助対象外です。
- ☐ 私の市税納付状況の記録を確認することに同意します。

④ 【 添付書類 】 ※添付の有無を確認の上、□に✓してください。

- ☐ 振込先金融機関口座を指定する書類（通帳又はキャッシュカードのコピー）
- ※振込先は申請者と同名義の口座とします。

【 市確認欄 】

審査	受付 R . .	受付方法	補正（通知） R . .	交付決定額				審査1 R . .	審査2 R . .
		郵便	補正（受付） R . .						
		窓口	義務者 コード			0	0	0	円